

(1) 市町村税の概要

(令和5年度)

1 市町村税の課税の根拠

(1) 課税の根拠

市町村税は、市町村がその行政に要する一般経費を賄うために、その市町村内の住民等から徴収する税であり、市町村の財源収入の中の大宗をなしている。

このように市町村が市町村税を賦課徴収しうる権能、すなわち、市町村の課税権は市町村の固有の権能として、地方自治法が明示しているところであり、それは住民の意思を代表する市町村の議会において議決された条例の定めるところに基づいて行使される。

(参考)

○ 憲法第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

○ 地方自治法第10条第2項

住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負う。

○ 地方自治法第223条

普通地方公共団体は、法律の定めるところにより、地方税を賦課徴収することができる。

○ 地方税法第3条

地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続きその他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 市町村税の体系

